

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	水道事業における水質管理業務事業				事業コード	1258
担当課等	所属名	上下水道局 水質管理センター			担当係名	
	課長名	上下水道局 みず管理課	担当者名	本間 剛英	電話番号	697-6905

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード 5
	基本事業	安定給水の確保	コード 1	関連予算 費目名	水道事業会計 1款01項10目 水質検査備消耗品費(010-15) 水道事業会計 1款01項10目 水質検査機器保守点検委託点検業務(016-10) 水道事業会計 1款01項10目 水質検査機器修繕業務(019-90) 水道事業会計 1款10項40目 水質検査機器整備事業(180-10)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 平成17年度～)	
事務事業の概要	安全でかつ良質で信頼できる水道水を確保する水質管理の一環として、水道水の安全性と水質基準に適合した水であることを確認するために水質検査を実施している。					
根拠法令等	水道法第4条, 第20条, 水道法施行規則第17条, 水道水質基準に関する省令等					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和32年に水道法が制定され、水道水の水質検査を行うこととされた。以来、水道法第20条に基づき水質検査を実施している						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
議会などにおいて、水道水の安全性を確保する観点から「水質検査体制の強化」が望まれている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
水道法第20条に基づき水質検査を実施しているが、平成5年度及び平成16年度に水質に関する大幅な省令の改正がなされ、検査項目の増加・高度な検査が必要になった。これに対応するため検査機器の整備・検査の技術や精度の向上が求められている。最近では水質検査の実施のみならず、これを基にした水源から給水栓までの一元化した水質の管理が求められている。また、水道法の改正により水道水の検査に民間の登録検査機関が参入することが出来るようになった。平成20年度には、水道部として水質基準項目を主体とした自己検査体制を今後とも維持することが決定された。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	・水道水の原料となる河川の表流水(原水) ・水道水を製造する浄水場 ・供給先の給水栓	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 原水 B. 浄水場の数 C. 給水栓の数	単位 単位 単位	件 施設 件
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・原水から給水栓までの水質検査業務については年間計画をもとに実施している。 ・水質検査業務 ・採水作業 ・分析作業 ・データ管理 ・検査項目は水道法の水質基準項目、水質管理設定項目など 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同様	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 原水の採水箇所(ダム湖調査箇所) B. 浄水の採水箇所(定期採水箇所) C. 給水栓の測定箇所(毎日検査箇所)	単位 単位 単位	箇所 箇所 箇所
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	水道水の安全性を図り、水質検査結果を浄水処理及び送配水・給水栓に反映させ安定した水質を確保する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 水源及び原水水質の把握 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】 B. 送配水・給水栓の水質基準の適合 (管理目標項目含) 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】 C. 残留塩素濃度の維持 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位 単位 単位	件 件 件
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	安全でおいしい水が安定供給される	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	有効率(単位:%) 耐震化率(単位:%) 残留塩素(単位:mg/l)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	原水	件	7	7	7	7	8	8	年度
対象 指標B	浄水場の数	施設	6	6	6	6	7	7	年度
対象 指標C	給水栓の数	件	20	20	20	20	21	21	年度
活動 指標A	原水の採水箇所(ダム湖調査箇所含)	箇所	29	29	29	29	18	18	年度
活動 指標B	浄水の採水箇所(定期採水箇所含)	箇所	29	29	29	29	31	31	年度
活動 指標C	給水栓の測定箇所(毎日検査箇所)	箇所	31	31	35	35	36	36	年度
成果 指標A	水源及び原水水質の把握	件	158	158	158	158	130	130	年度
成果 指標B	送配水・給水栓の水質基準の適合 (管理目標項目含)	件	348	348	348	348	372	372	年度
成果 指標C	残留塩素濃度の維持	件	11346	11346	11346	12775	13140	13140	年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	23,336	46,373	51,650	50,309	31,876	49,094	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円	23,336	46,373	51,650	50,309	31,876	49,094	*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	23,336	46,373	51,650	50,309	31,876	49,094	*****
延べ業務時間数		時間	12,340	17,280	17,280	17,280	16,200	16,200	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	49,360	69,120	69,120	69,120	64,800	64,800	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	72,696	115,493	120,770	119,429	96,676	113,894	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくていいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること これまでのとおり、「水質管理計画」に基づき、精度の高い水質検査と安全性の高い水質管理を実施する必要がある。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 上下水道局の方針として、自己検査体制を維持していくことを決定した。年々、水質基準が厳しくなっていることから、水質検査の高い精度管理と水源から給水栓までの総合的な水質管理が必要になってくる。これらに対応するためには、水道技術の向上が必須であり、多くのスキルアップが求められる。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 水質管理業務については、水質管理計画(平成19年度作成)に基づき残留塩素濃度の低減化に取り組んでいる状況にあり、更に一層の水質管理の強化を図る必要がある。 水質検査業務については、水道水質検査計画に基づき業務が遂行されてきましたが、より一層の効率化を図るための検討が必要である。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☒ 改革改善を行う</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table>  方向付けの理由と改革改善の内容 水質管理業務については水源から給水栓に至る水質管理の強化推進を図る必要がある。水質検査業務については、より一層の効率性を求めながら検査技術や検査精度の向上に取り組む必要がある。		☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止	☐ 休止	☒ 改革改善を行う			☐ 事業統廃合・連携		
☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)											
☐ 廃止	☐ 休止		☒ 改革改善を行う											
			☐ 事業統廃合・連携											